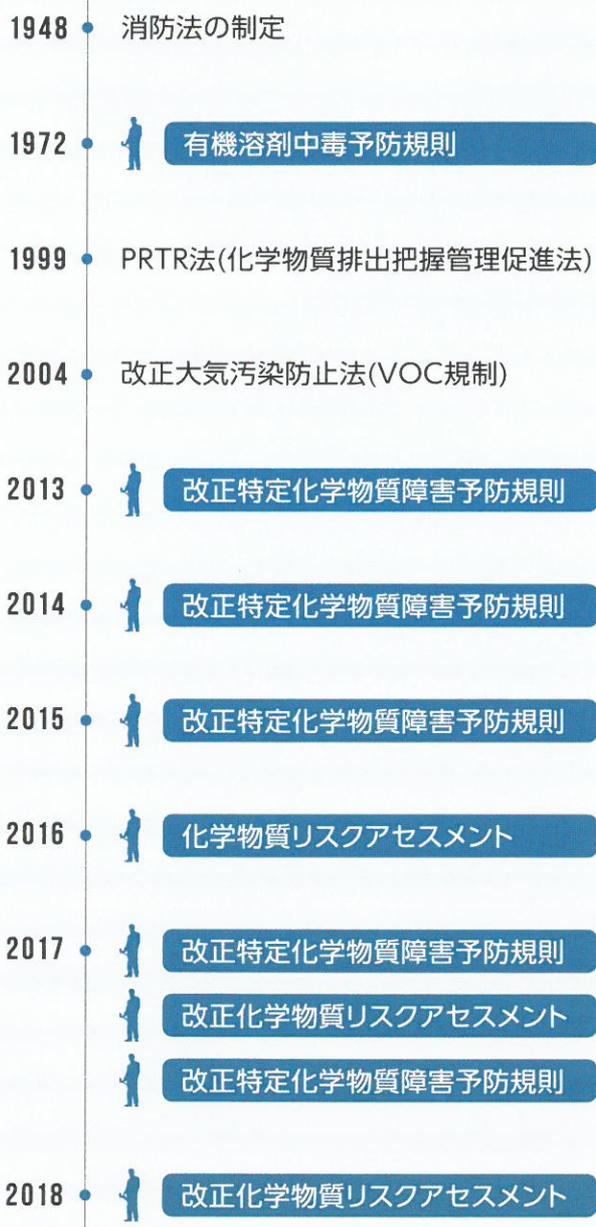


労働安全衛生法が改正され、 化学物質リスクアセスメント実施が義務化されました。

作業者の安全衛生に関する法規制が強化されています

<自補修塗装作業に関する主な法規制>



厚生労働省は、「有害物ばく露作業報告制度」に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

2013年・14年・15年・17年 特定化学物質障害予防規則等が改正

労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある物質が特定化学物質に指定され、指定された物質を規制量を超えて含有する混合物(製品)を取扱う業務に係る措置、作業環境測定や健康診断など管理、保護具の着用などがこの規則で規定されています。

対象物質

2013年 1月	エチルベンゼン、コバルト 等
2014年11月	スチレン、メチルイソブチルケトン 等
2015年11月	ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー
2017年 1月	オルトトルイジン
2017年 6月	三酸化二アンチモン

主な健康障害防止措置義務

- ・作業の記録および保存(30年)の実施
- ・呼吸用保護具 人数分以上の備え付け
- ・特定化学物質の特殊健康診断の追加
- ・発散抑制措置の追加
- ・作業環境測定の対象物質の追加
- ・不浸透性床の設置(コバルトのみ)
- ・特定化学物質作業主任者の選任
- ・掲示の追加
- ・その他措置 実施 ※一部には経過措置があります。

2016年 化学物質リスクアセスメントの義務化

「有機則」「特化則」など特別規則の対象とされていない化学物質のうち、一定のリスク(GHS区分にて判定)があるものについて、「危険性または有害性等の調査(リスクアセスメント)」および対策の強化が事業者には義務づけ(対象物質は2017年3月に27物質追加、更に2018年7月に10物質追加予定)